

京都府人権教育・啓発施策推進懇話会の概要について

(第49回、令和2年度第3回)

- 1 日 時 令和2年10月29日(木) 午後2時00分～3時45分
- 2 会 場 ルビノ京都堀川『ひえい』
- 3 出席者 坂元座長、阿久澤副座長、康委員、十倉委員、外村委員、中村委員
(石津委員、武田委員、白浜委員、藤原委員、中西委員 欠席)
京都府：人権啓発推進室長、教育庁人権教育室長他
- 4 傍聴者 なし
- 5 開 会 角田人権啓発推進室長あいさつ
- 6 議事の概要

(1) 意見交換

◆ 京都府人権教育・啓発推進計画(第2次)の改定について

資料1-1、1-2により、事務局から説明

【委員の意見】

- 「インターネット上での書き込み」は、よい書き込みもあるので「インターネット上での心ない書き込み」としてはどうか。また、「自粛警察」という言葉は、数年後に意味かわからなくなる。このような言葉には、説明書きが必要
- 「外国人」部分の記載は、「当事者である外国人府民の心身を傷つけるとともに、広く府民に不安感や嫌悪感を与え、…」が適切
- 人権教育には、個人人権課題に上がっている当事者自身が、権利の主体としてどういう権利を持っているかを知ることが重要であり、計画に記載が必要

◆ 京都府人権教育・啓発施策推進懇話会の今後の運営について

資料2により、事務局から説明後、了承

◆ 京都府人権教育・啓発施策推進計画(第2次)令和3年度実施方針の方向性について

資料3-1、3-2、3-3により、事務局から説明

【委員の意見】

- 外務省ホームページで10月16日に「ビジネスと人権」に関する行動計画が公表されており、今後の研修等の内容に関わるので反映が必要
- 自殺者が増加に転じており、自殺の要因は、コロナ以外にもタレントの自殺や雇用の喪失もあるかもしれないが、自殺防止の観点も重要

(2) 報告事項

◆ 京都府人権教育・啓発施策推進計画(第2次)に関する府民調査について

資料4により、事務局から府民調査について説明

◆ Web版京都ヒューマンフェスタ2020の概要について

Web版京都ヒューマンフェスタ2020ちらしにより説明

(3) その他

「シンポジウム人権教育・人権啓発の現状と未来」について紹介
次回、懇話会開催 令和3年3月(予定)

【主な質疑・応答】 (○：委員、●：事務局)

(1) 意見交換

◆ 京都府人権教育・啓発推進計画（第2次）の改定について

《インターネット上の誹謗中傷について》

- インターネットの書き込みは、京都市内にある大学への誹謗中傷の書き込みを府と京都市が連名で削除要請を行った新聞掲載記事にも心ない書き込みがある。市内で起こった殺人事件でも同様な状況。国の動向を注視しながら、計画も含め対応していく。
- ハンセン病、民族差別、同和問題、いわゆる社会構造的差別は、少数派（マイノリティ）に向かう傾向がある。

《ハンセン病について》

- ハンセン病の計画の記載が、国の法律の記載に留まっている。血の通うものにするのであれば、ハンセン病訴訟の判決を受け止め、京都府と府民が反省するという文言が一言あってもいいのではないか。
- 所管部署に確認の上、検討させていただきたい。
(確認結果：ハンセン病に関する記載部分に府の取り組みや委員意見を反映します。)

◆ 京都府人権教育・啓発施策推進計画（第2次）令和3年度実施方針の方向性について

《自殺対策に関して雇用の喪失など》

- コロナに関しては、差別や人権侵害に言及されているが、その他にも自殺者が増加に転じている。自殺の要因はわからない部分があり、タレントの自殺の影響もあるかもしれないが、この計画には自殺対策が入っており、自殺防止の観点がある。さらに切迫した要因として雇用の喪失、経済的困窮の問題もある。人権とは直接的にかかわるものでないため、ここで取り上げるのが適切かという点はあるが、コロナによる失業などで不利益を被らないという視点も必要ではないか。
- コロナ関連の自殺対策も取り組んでいるので方向性に加えたい。なお、12月の府民だよりで「命の大切さ」で自殺対策と犯罪被害者を取り上げる。

現在、自殺防止対策として、健康福祉部が行っているコロナに関する「こころのLINE相談」の周知を図っている。ちなみに9月末現在で162件の相談が寄せられたとのこと。

昨年10月に策定した「京都府総合計画」を今年のコロナを受けて、個別戦略として、非正規や若年層の雇用を取り上げている。京都府総合計画と人権教育・啓発である本計画と併せて施策を実施していきたい。

《外国人技能実習生について》

- 外国人技能実習生の問題で、コロナにより仕事を失った実習生に対し、国は転職を可能としたが、スムーズにつながらずNPOが対応している状況を報道等で知ったが、府内の状況はどうか。
- 府としては、今回コロナに関して当然ながら技能実習生等の外国人の方も含めて施策展開をしている。他にも、例えば亀岡市では、今般多文化共生センターを設置され、多言語による相談体制を整備された。府も国際センターにおいて中間支援も行っており、府や市町村と連携を図っている。今後、計画なり、実施方針でも対応していきたい。

《安心して働ける職場環境について》

- 今年6月にパワハラ関係の法律が施行されたが、職場のパワハラはなかなか認められない。パワハラに関する管理職研修を行っても浸透しない。労働相談を受けても「個々の業務の適正な範囲」という部分の基準が非常に曖昧で、判断が難しい。セクシャル・ハラスメントのように的確に判断しづらい。今後、さらに法改正や検証も必要だと考えている。

- 今回の計画及び実施方針でもパワハラについても触れており、パワハラ・セクハラ関係の研修を充実していきたい。

《子どもの権利等人権教育の視点について》

- 人権に関する施策に、子どもたちが権利を保障され人権意識を持った子ども達が育っていく中で、人権意識を持つ大人が増えるという子どもの視点を取り入れられないか。
- 国際的に人権教育は、当事者のエンパワメントの視点が重要。子どもが自分の権利を知る。女性に関しても、女性が自分の権利を侵害されることに対して、意見を言う、自分にかかる重要な決定に参加する等の原則がある。計画にもこの視点が抜けている。例えば、「子ども」の項目で、虐待から守られるという保護的などころは書かれているが、子どもに権利があって、権利をきちんと学び、エンパワメントすることが重要ということが書かれていない。女性、障害のある人も同様。第3章の初めのところで、他者の人権を侵害しないという視点も必要だが、当事者のエンパワメントを高める等の記載が必要。
- 今の議論は非常に重要なことで、子どもも女性も皆、権利の主体としてどういう権利を持っているかということを知ることは重要。日本では「子どもの権利条約」に書いてある意見表明権を子どもに認めないという意見を言う人達もいるが、権利の主体性ということは、明確に明記する必要があると考える。
- 府民意識調査などで、人権に関する教育・啓発等で人権問題に触れたことのある人は、人権意識が高いという調査結果がでている。SDGsの視点を含め計画に盛り込んだが、女性のエンパワメント等御指摘の点も受けて、何らかの形で計画に反映していきたい。

(2) 報告事項

◆ 京都府人権教育・啓発施策推進計画（第2次）に関する府民調査について

- 府内3,100人（18歳に成人年齢が引き下げられたため）
回答率を上げるために、郵送のほかインターネット回答を取り入れる。
性別欄は、多様な性の問題もあるため男女以外の「3 答えたくない」という項目を設ける。

《インターネット回答について》

- インターネット回答を取り入れるということだが、同一人が複数回、回答することを防ぐことが可能なのか？ ネットと郵送回答を二重に行うこともある。ネット回答の場合、ナンバーかQRコードなど、特定するコードがないとできない。業者のWebサイトから入る場合も、個人を特定するチェック機能がないとできないのではないかと。
- 業者からは、可能という回答。今後、詳細は詰めていく。QRコードなど書いた人が特定されてしまうことになるので、その点も注意して取り組みたい。

《性別欄について》

- 性別記載欄は、3択はよいと思うが、3の「答えたくない」という回答では、「答えたくないわけではないけれど1にも2にも当てはまらない」方にとっては、不愉快な選択肢にならないか。
- 今回は、3を入れていることを評価し、3に○を付けた人の意見により考慮したらよいのでは。
- 当事者以外の方であっても答えたくない方もおられる中で、ベストではないが、現状ではベターと考えている。他のアンケートでは性別を聞かないようにしている中で、今回調査は入れている。最終、座長とも相談させていただき実施していきたい。

《外国籍府民の分析について》

- 他市の調査では、外国籍かどうかを聞いている。府の場合はどうするのか。
- 府の場合、その結果の分析までは以前から行っていない。